



Title	フランス選挙制度史(3)
Author(s)	岡田, 信弘
Citation	北大法学論集, 30(3), 93-118
Issue Date	1979-12-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16294
Type	bulletin (article)
File Information	30(3)_p93-118.pdf



[Instructions for use](#)

フランス選挙制度史(三)

岡田信弘

目次

序

第一章 フランス革命と選挙制度

第一節 革命前夜における選挙の問題

第二節 憲法制定議会と制限間接選挙制

第三節 国民公会と普通選挙制

第四節 テルミドール反動と制限間接選挙制

第五節 ナポレオン体制と選挙制度

第一章のまとめ(以上二九卷二号)

第二章 議会王制と制限選挙制

第一節 復古王制下の選挙制度

第二節 七月王制下の選挙制度

第三節 一九世紀前半の自由主義思想家と選挙の問題

第二章のまとめ(以上三〇卷二号)

第三章 普通選挙制の確立と定着

第一節 選挙法改正運動と二月革命

第二節 第二共和制下の選挙制度

第三節 第二帝制下の選挙制度

第三章のまとめ(以上本号)

第四章 フランス的選挙制度の展開

結び

第三章 普通選挙制の確立と定着

第一節 選挙法改正運動と二月革命

一 請願

一八三〇年から一八四〇年にかけて、選挙法の改正を要求する請願が三度議会で報告されている。

一度目は、一八三四年二月八日にアミロー (Amilhou) によって報告された。かれによれば、すべての請願は被選挙税額の廃止と普通選挙制を要求する傾向にあり、またそのいくつかは議員に手当を支給することを要求していたとされる。⁽¹⁾

二度目は、一八三五年二月七日にエマニエール・プーレル (Emanuel Poullé) が報告した。今回の請願は、(i) 一八三一年四月一九日法に規定された宣誓の廃止、(ii) 直接・普通選挙制、(iii) 間接 (二段階) ・普通選挙制、(iv) 被選挙税額の廃止、(v) 議員への手当の支給等を要求していた。⁽²⁾

そして、三度目は一八四〇年五月一六日にゴルベリ (Golbery) によって報告された。この請願に署名した二四万人のうち一八万人ほどが普通選挙制の支持者であったといわれる。⁽³⁾ ところで、各請願が普通選挙制を要求するに至った背景として、議会の外に、諸々の政治的クラブ・結社の宣伝活動、新聞・

雑誌の「プロバガンダ」、さらに政治家の著作・演説活動等が存在したことに留意しなければならない。つまり、これらの活動こそが社会を構成する諸階層に大きな影響を与え、普通選挙制の理念が広く深く浸透するのに貢献したように思われるのである。

しかし、以上に見た諸請願は、いずれも具体的な制度改革に結びつくことがなかった。

(1) ここにいう選挙法改正運動とは、七月王制の選挙法たる一八三一年四月一九日法が定めた税額制限選挙制の改革を目的とする運動のことである。この問題に言及した文献としては、Paul Bastid, *L'avènement du suffrage universel*, (Paris, 1948); Louis Migniac, *Le régime censitaire en France*, (Paris, 1900), p. 110 ff. 等がある。

(2) アミローの報告については、*Archives Parlementaires*, deuxième série, t. 86 (以下、A. P., 2, s., t. ... と略す), p. 270-276.

ところで、アミローは次のような理由から普通選挙制に反対した。すなわち、「普通選挙を人民主権 (la souveraineté du peuple) の名で要求する請願者たちは、主権は分割されないということを忘れている。何故ならば、さもなければ全体の主権 (la souveraineté du tout) が個々の意思によって破壊され、かつしばしば主権を構成する諸部分と対立することになるからである。しかも、まして個々の市民は主権を其

奪し行使するいかなる権利ももたないのである。……また税額制限選挙制は特権ではない。それは保証なのである。すべての人は選挙権を労働によって獲得することができる。しかも競争心の原理こそが崇高で高潔な推進力を与えることができるのである」と。この発言の前半部分は、主権の分有主権的理解に対する批判として興味深い。

(3) プールの報告については、A. P., 2. s., t. 92, p. 346-351. プールもアミロー同様「請願者の誤りは、公務 (fonction publique) の行使以外の何ものでもないものを権利と考えることに由来する。人民主権の原理 (le principe de la souveraineté populaire) は、我々を危険で非常識な諸結論へと導くであろう。かような人民主権の行使は実質的に不可能であり、しかも精神は三二〇〇万の市民が現実に参加する主権というものを理解することはできないのである。……普通選挙の実施は不可能である」と述べて普通選挙制に反対した。プールは明確に「選挙権公務論」の立場をとっている。

(4) 一八四〇年の請願の内容については、Migniac, op. cit., p. 116-117.

報告者のゴルベリは普通選挙制の採用については明白にそれを放棄していたが、請願によって提案された諸改革については「正当かつ多数人の要求に与えられる満足のみが極端な要求を予防することができる」と述べて請願がなした提案の研究の必要性を認めた (*ibid.*, p. 119)。

(5) たとえば、「人権協会 (Société des Droits de l'Homme et du citoyen)」は、一八三三年に発表した声明の中で、「普通選挙による第一国民議会の選出を提唱した(詳しくは、伊藤滿智子「オーギュスト・ブランキと七月王政期の共和派運動」『歴史学研究』三六三号・一九七〇、二〇一二頁を参照)。(6) とくに、「ル・ナショナル」紙(マラスト)と「ラ・レヴァム」紙(ルドリュエロラン、アラゴ、ルイ・ブラン等)。

(7) 共和主義的な雑誌としては、「共和評論 (Revue Républicaine)」(デュボン)と「進歩評論 (Revue du Progrès)」(ナイ・ブラン)とがあり(A・テュデスク『フランスの民主主義』大石明夫訳・評論社・一九七四、一〇九頁)、とりわけデュボン(Dupont)は一八三四年および一八三五年の「共和評論」において普通・直接・県単位選挙制を主張した (Bastid, op. cit., p. 27)。

(8) たとえば、後に三月五日のデクレヤ第二共和制憲法の起草に関与するコルムナン(Cormenin)は、一八三三年に「普通選挙制は、最も基本的でかつ最も簡単であり、しかも最も完全である。普通選挙制は人間の平等の最も高尚な表明である。普通選挙制は人民主権のドグマを含んでいるのである」と述べて普通選挙制を支持した (Bastid, op. cit., p. 25)。

また、アラゴ(Arago)は一八四〇年に議会で労働者の悲惨な状態を指摘するとともに、これを改善するには選挙権の拡大が是非とも必要であると主張した。この演説は議会外で

非常な反響をよび労働者はかれを支持してコンセルヴァトワールでデモを行ったといわれる (*ibid.*, p. 30)。

さらに、急進共和派の中心人物の一人であるルドリュロラン (Ludru-Rollin) なお、かれは後に「普通選挙の父」と呼ばれる(も、一八四一年七月にサルト県の有権者の前で「現状打破のために」なすべき第一歩は選挙改革を実現することであり、そうすることなしには平和的な進歩は不可能である。そしてこの改革は徹底的なものでなければならぬ。すなわち、すべての市民が選挙人とならなければならないのである」と述べ、普通選挙制を主張した (Miginiac, op. cit., p. 152; 喜安朗「フランス第二共和政」岩波講座 世界歴史 一九近代六」岩波書店・一九七四、一九八頁)。

二 選挙法改正案

選挙法改正案は、一八四〇年以降幾度か議会に提出された。まず、一八四二年にはデュコス (Ducos) が、県の陪審名簿 (*la liste départementale du jury*) に登録されたすべての市民に選挙権を付与することを提案した⁽¹⁾。この提案は二日間の審議を通じて中央左派により支持されたが、結局二二四対一九三で否決された。また、一八四五年にも同様の提案がクレミュー (Crémieux) によってなされたが、真面目に審議されなかった⁽²⁾。

そうこうするうちに、一八四六年八月一日の選挙で政府与党た

るギゾー派が前例のない圧勝を収めた⁽³⁾。これにより政府反対諸派は現存の議会制度および選挙制度の不合理性ないし欠陥を以前にもまして強く意識し⁽⁴⁾、新たな改革運動の展開の必要性を痛感するに至った。かくして、一八四七年春、デュヴェルジエ・ド・オーランヌ (Duvergier de Hauranne) は、二五歳以上で少くとも一〇〇フランの直接税を支払うすべてのフランス人男性に選挙権を与えることおよび「能力者」の数を増やすことなどを提案したのである⁽⁵⁾。しかし、この提案も五日間の審議の後、二五二対一五四で否決された⁽⁶⁾。

このように一八三一年法の改正を目的とした諸提案はいずれも穏健かつ微温なものであったにもかかわらず、ギゾーを中心とする政府与党は頑迷にこれに抵抗し「インモビリスムの態度」⁽⁸⁾をとり続けたのである。以後、選挙法改正運動は議会の外で「改革宴会」という形式をとって行なわれる。

(1) デュコスは、提案に際し、かれの提案が一八三一年法が部分的に実施した「能力者」^(キヤパビター)の追加の原則を発展させるものではないと言明した (デュコスの提案については、Miginiac, op. cit., p. 162-167; Bastid, op. cit., p. 31 を参照)。

(2) クレミューの提案については、Miginiac, op. cit., p. 167-168; Bastid, op. cit., p. 31。

- (3) 政府与党二九一、反対諸派一六八という結果であった(中木康夫『フランス政治史(上)』未來社・一九七五、八八頁)。
- (4) 政府反対派の見解によれば、「悪の根源は法的な国の狭隘^{スライシヤ}にある」とされたのである(Philippe Viegier, *La Monarchie de Juillet*, Paris, 1962, p. 121)。
- (5) 一八三一年法では二〇〇フランであった。
- (6) この提案によれば二〇万人程度の選挙人の増加が見込まれたにすぎない。きわめて微温な改正案であるということができよう。オーランヌの意図は、デュコス同様一八三一年法の基本原則(税額制限選挙制)を否定することにはなく、その適用における量的拡大に存したのである(デュヴェルジュニ・ド・オーランヌの提案について、Migniac, op. cit., p. 168-181; Bastid, op. cit., p. 31; Viegier, op. cit., p. 122)。そして、このような態度はいわゆる「運動党(parti du Mouvement)」(一八三〇年憲章を出発点として議会制改革や選挙権の拡大など、より民主的な改革を志向する)の系譜につながるものであり、それを超えるものではない(運動党については、中木、前掲書、六五―六六頁を参照)。
- (7) この審議過程でギゾーは改正案をしりぞけるべく、「我々の選挙制度は実際において有用かつ実効的であるのと同様、原則においても正当かつ法にかなったものである」と述べたといわれる(Migniac, op. cit., p. 177)。
- (8) 小川晃一『トクヴィルの政治思想』(木鐸社・一九七五)

一〇二頁。

三 改革宴会⁽¹⁾

オーランヌの提案が議会で否決されると、オディロン・バロー(Odilon Barrot)をリーダーとする王朝的反対派はイギリスでしばしば用いられた改革宴会の形式で選挙法改正運動を行なうことを決意した。最初の改革宴会は、一八四七年七月九日、パリのシャトー・ルージュで約二二〇〇名の参加者(王朝的反対派ばかりでなく穏健共和派も参加)を集めて開かれた。はじめ積極的に参加することを控えていた急進共和派も、一月七日のルールでの宴会以降この運動に加わるようになった⁽²⁾。それとともに、改革宴会における要求も単なる選挙権の拡大から普通選挙権の獲得へと急進化するに至るのである。結局、全部で七〇の宴会が開催され、参加者は一万七千名を数えたといわれる⁽³⁾。

このような改革宴会という形式による選挙法改正運動の新たな展開に対し、国王ルイ・フィリップは一八四七年一月二二日の議会開会演説において改革宴会を厳しく批判し⁽⁴⁾、またギゾー政府も翌一八四八年一月一日にパリでの改革宴会の開催を禁止することを発表した⁽⁵⁾。これに対し、パリの民衆は二月二日街頭行進をもって応えた。二月革命が勃発したのである⁽⁶⁾。

- (1) 「改革宴会」を扱った文献として、John J. Baughman, "The French Banquet Campaign of 1847-1848", *The Journal of Modern History*, vol. XXXI, 1951, p. 1 ff. が有名。
- (2) この宴会に参加したルドリュエーロランは、演説の中で「各市民は自由にかつ直接に自己の代表者を選出する権利をもつ。ある人（ミジニャックによればオディロン・バローであるとされる）はあなたがたに選挙権は絶対的権利ではなく一つの公務であると主張した。しかし、このような主張は私のところではならぬ」と述べたとされる（Migniac, op. cit., p. 183）。これは、ルドリュエーロランが明確に「この選挙権論」を前提とし、「選挙権権利論」の立場にたつことを示すものとしてきわめて興味深い発言である。前述のプールの発言をあわせて考えると、二月革命の直前においても選挙権論に関する大革命期以降のシェーマ、すなわち選挙権公務論→制限選挙制、選挙権権利論→普通選挙制が依然として維持されていることが明らかとなる。
- (3) Bastid, op. cit., p. 34; Vigier, op. cit., p. 123.
- (4) Baughman, op. cit., p. 12; Vigier, op. cit., p. 123.
- (5) 政府をしてこのような態度をとるに至らしめた直接的契機は、一八四八年一月二日にリモージュで開かれた革命的ないし共産主義的改革宴会であった。この宴会の乾杯は、「人民主権」、「労働の組織」、「プロレタリアの平穩に関する問題」、「普通選挙」、「人民」等に捧げられたといわれる（詳しくは

Baughman, op. cit., p. 12-13）。

(6) 二月革命の勃発を導いた要因として、以上で検討した選挙法改正運動の他に、一八四五—四六年の農業凶作に起因する経済危機が指摘されている（喜安、前掲書、一九四頁）。この二つの要因が「二月二日に予定されたパリ第一二区での改革集会（宴会）が政府によって禁止されたことを契機として結合し、パリ民衆蜂起として爆発した」のである（北川善英「二月革命と「労働権（Le droit au travail）」」フランス人権史の一考察（一）』『法政論集』第八一号・一九七九、三九頁を参照）。

第二節 第二共和制下の選挙制度

一 一八四八年三月五日のデクレ

二月四日、オルレアン王家の最終的廃止と共和国臨時政府の成立⁽¹⁾とが宣せられ、ここに第二共和制が成立した。

臨時政府は、早速コルムナンおよびイザンベール (Isambert) の兩名に憲法制定議会選挙に関するデクレ案の起草を委託した。⁽²⁾ 草案は三月二日に朗読され、臨時政府はまず次のような宣言を満場一致で可決した。「臨時政府は、原則として、選挙がいかなる税額要件もなしに普通・直接選挙で行なわれることを決定する」。コルムナン案の逐条審議は三月四日に開始され、翌三月五日臨時

政府は草案を一部修正して可決し、三月六日に公布した。⁽³⁾

このデクレ⁽⁴⁾は普通直接選挙制を採用した(第五条)。二一歳以上でコミュニオンに六カ月以上居住し、しかも市民権(droits civiques)の行使を剥奪もしくは停止されていないすべてのフランス人男性に選挙権が認められ(第六条)、他方被選挙権は二五歳以上のフランス人男性に認められた(第七条)。また、このデクレは県単位名簿式投票制を採用し、当選するためには相対多数を獲得することで十分であるとした(ただし、最低二〇〇〇票の獲得が必要。第四条、第九条)。なお、憲法制定議会は九〇〇名(本國八八四名、アルジェリー四名、植民地一二名)の議員によって構成され(第三条)、議員には一日につき二五フランの手当が支払われる(第一〇条)。⁽⁵⁾その他選挙手続の詳細は三月五日のデクレを補充すべく作成された三月八日の訓令によって定められた。⁽⁶⁾

(一) 臨時政府は二一名によって構成され、穩健共和派が多数を占めた(詳しくは、中村睦男「フランス憲法における社会権の発展」(二)『北大法学論集』一五巻一号・一九六四、一五七頁、高村忠成「フランス第二共和制の興亡」『創価法学』四巻四号・一九七五、一三九頁等を参照)。

(二) 臨時政府の構成員の中で最も普通選挙制の確立のために努力したのは、内務省に陣どつたルドリュ・ロランであった。

(c) 三月五日のデクレの制定経過については、Paul Bastid, *Doctrines et Institutions Politiques de la Seconde République*, (Paris, 1945), t. I, p. 141; Marcel Prélot, "L'avènement du suffrage universel", *Nouvelle journée*, n° 14, 1948, p. 25 ff.

(4) デクレの正文については、*Recueil Général des Lois et des Arrêts, Lois Annotées* (以下「単に Recueil, ...」と略す), 1848, p. 14.

(5) 臨時政府は、はじめ県単位名簿式投票制ではなく小選挙区単記投票制(人口を基礎として全国を選任すべき議員と同数の選挙区に分割する方法)を採用しようとした。そのために選挙区の境界決定に関する計算がマチュー(Mathieu)に委託されたが、その結果この方法は臨時政府が考えていたよりもはるかに時間のかかるものであることがわかった。そこでマラスト(Marast)は、地方のあらゆる影響力に服する小選挙区毎の選挙に対し不満が累積していることを理由に、県単位名簿式投票制を提案した。このマラストの提案に対しては、名簿式投票制は選挙人の経験に根ざした選択および当選者と選挙人の直接的関係を妨げる偶然的選挙をもたらしとして、若干の反対があった(このような応酬は第三共和制期における選挙方法についての議論の萌芽ともいふべきものである)。しかし、結局時間の配慮がまさり、名簿式投票制が採用されたのである(Bastid, *Doctrines*, p. 141-142; *L'avènement*,

p. 7-8)。

(6) この手当制はじつに重要な民主的方法であり、これによって労働者であろうとも議員に選出されたものは経済的な心配をすることなく十分政治活動にうちこむことができるようになるのである(高村、前掲論文、一四四—一四五頁)。デクレはこの他に、投票は秘密であること(第八条)、選挙の基礎は人口であること(第二条)等を定めていた。そして、三月五日のデクレが採用した選挙に関する諸原則および諸手続は、一八四八年憲法においてもほとんどそのまま維持されるのである。

ところで、臨時政府は三月一六日の宣言(ラマルチヌの起草)において「我々が作成した臨時選挙法は、地上のあらゆる国において今まで人間の至上権(Le supreme droit de l'homme)、すなわち人間固有の主権の行使に人民が召集されたものの中で最も広汎なものである。選挙は例外なくすべての人に属する。この法律以後、フランスにはもはやプロレタリアは存在しない。他人に君は私より多くの主権をもっているということができる市民は存在しないのである」と述べ三月五日のデクレを絶賛した(Georges Lachapelle, *Les régimes électoraux*, Paris, 1934, p. 45-46. 訳についてはジャン・ロム『権力の座にいた大ブルジョアジー』木崎喜代治訳・岩波書店・一九七二、二八二頁参照)。この宣言は、一八四八年の指導者たちの気概と現実認識の甘さとを同時に

表わしているように思われる。

(7) 訓令の正文については、*Receuil*, 1848, p. 17-18.

二 一八四八年一月四日憲法

(1) 憲法制定議会選挙

三月五日のデクレは憲法制定議会選挙を四月九日に施行するとしていたが、社会主義諸派およびその影響下にあるパリの民衆は選挙人の四分の三が居住する地方農村が依然として地主や伝統的名望家層の影響下にあり、また左翼急進派の基盤がパリなど大都市に限定されていることなどに鑑みて選挙の早期実施に激しく反対した。とりわけブランキ(Blanqui)は三月七日以降選挙の無期延期を主張して運動を展開し、三月一七日には選挙の延期を要求する一〇万人の民衆デモを組織した。臨時政府はこのような運動に対応して選挙期日を二週間延期し、四月二三日に選挙を行うことにした。⁽²⁾

四月二三日、憲法制定議会の選挙が三月五日のデクレおよび三月八日の訓令に基いて行なわれた。⁽³⁾ 選挙人は一挙にほぼ九〇〇万人(七月王制期のそれと比較すると約四〇倍)となり、投票率も八三・五%に達した。⁽⁴⁾ しかし、この選挙の結果はブランキらが懸念したごとく社会主義者の敗北に終り、ブランキ、カベ(Cabet)

など戦間的社会主義者はバリを基盤にしたにもかかわらず大挙落選した。九〇〇名の議員のうち多数派は「社会革命」を望まない穏健共和派に属し、より急進的な共和派で後に「民主社会主義者 (democrates-socialistes)」と呼ばれる人々は二〇〇名を超えなかった。正統王朝派とオルレアン派とから成る王党派は約二五〇名であった。⁽⁶⁵⁾

このようにして成立した憲法制定議会は臨時政府と比べて政治的に穏健であるばかりでなく、とりわけブルジョワジーと地方名望家層の中から選出された「年寄りの議會 (Assemblée d'honnêtes d'âge)」であった。

五月四日に開会された議会は五月一〇日に早速臨時政府を解散し、五人から成る執行委員会 (穏健共和派が圧倒的多数) と称する新たな政府の設立を発表した。また、憲法の草案を作成する委員会については、人数は一八名で議会から直接選出することとした。

(ロ) コルムナン委員会と第一次草案の作成

五月一七日、一八日の両日、議会で憲法委員会の一八名のメンバーが選出された。⁽⁶⁶⁾ この委員会には、正統王朝派を除いてあらゆる意見が代表されていた。しかし、委員会の多数派は穏健共和派

とオルレアン派によって占められ、社会主義者はコンシデラン (Considérant) とコルボン (Corbon) だけであった。委員長にはコルムナン⁽⁶⁷⁾ が、書記にはヴォアライエ (Woirhaye) がそれぞれ選任された。

委員会でもっとも激しく論議されたのは、労働権、両院制および共和国大統領の問題についてであり、選挙制度、とりわけ選挙権と被選挙権についてはほとんど議論されなかった。コルムナンはまず以下のような選挙に関する四原則を提案した。第一に選挙は人口を基礎にすること、第二に普通直接選挙制であること、第三に選挙権資格および被選挙権資格は税額要件なしに、それぞれ、二一歳、二五歳とされること、そして最後に秘密投票であることである。⁽⁶⁸⁾ このコルムナンの提案が仮採択された後、議論の対象は選挙方法へと移った。⁽⁶⁹⁾

コルムナンは県単位名簿式投票制を原則として採用することを提案した。

これに対し、バローは普通直接選挙制を宣言するだけで十分であり、選挙方法については組織法によって規定されるべきであると主張した。

ドルネス (Dornès)、ヴァラベル (Vaulabelle)、ボーモン (Beau-

mont) マラスト、それにデュパン (Dupin) がコルムナンの提案を支持した。かれらは県単位名簿式投票制の長所として、評判がよくしかも有用な人物の選出を容易にすること、農村、カントン、アロンディスマン等の地方的利益ではなく一般的な利益の代表を可能にすることなどをあげた。

コクレル (Coquerel) とコンシデランが県単位名簿式投票制に反対した。とくにコンシデランは諸党派の醜悪な争いを除去しすべての利益、すべての思想が等しく比例した代表をもちうるには全国区制を採用しなければならないが、この方法は現実には実施しえないので三ないし四の県が合同して投票することを要求した。

このような議論を経て、委員会は結局普通直接選挙を県単位名簿式投票で行なうことおよび秘密投票の原則を最終的に採択した。その他の細かい条件と手続は組織法に委任することとした。

委員会は六月一二日から第一次憲法草案の全文の検討を始めた。六月一三日には、婦人に対しても選挙権を認めるべきであるという提案 (コンシデラン) および後日法律によって決定される時期に読み書きのできないフランス人から選挙権を剥奪するといふ提案が出されたが、いずれも委員会の採用するところとならな

かった。⁽¹⁰⁾

第一次草案と部局の審議

六月一九日にマラストによって議会に報告された草案は、冒頭に置かれた九条にわたる「義務と権利の宣言」および一〇章一九条から成る本文によって構成されていた。⁽¹¹⁾

「義務と権利の宣言」の第四条は、平等原則について「平等は、あらゆる生来の称号や特権および階級もしくはカーストを排除すること、各人が徳と才能以外の選択理由なしにすべての公職に加わることが許されること、そしてすべての市民が社会の負担と利益に等しく参加することに存する」と宣言し、また第一章「人民主権について」では、主権はフランス市民の総体に存し (第一二条)、すべての公権力は人民に由来する (第一三条) と規定された。⁽¹²⁾ 普通選挙制はこれらの諸原則の宣言の下で採用されたのである。

選挙制度については第一六条以下 (第二章「立法権」) で規定された。選挙権は二一歳以上で市民のおよび政治的諸権利を享受するすべてのフランス人男性に、被選挙権は税額および居住要件なしに二五歳以上で市民のおよび政治的諸権利を有するすべてのフランス人男性に付与された (第二〇条、第二一条)。選挙は普

通直接選挙であり、県単位名簿式投票制によって行なわれる（第一九条、第二五条）。三月五日のデクレとほとんど変わるところがない。

この草案は議会の一五の部局に送付されて審議された。審議は六月一九日から七月二四日まで、六月事件の影響下で行なわれた。⁽¹³⁾ 部局の意見の全般的傾向は、コルムナン委員会の穏和な共和主義的精神より一層保守的であったといわれる。⁽¹⁴⁾

部局の意見は各条文毎に発表された。普通直接選挙制の原則（第一九条）については、ティエールが次のように宣言したことが注目される。「私が普通選挙制に見出す唯一の不都合、それは普通選挙制がもはやなすべき何事も残さないということである。私は同様に直接選挙制にも賛成する。というのは人は人は目的をもち、自分がすることに熱中することが必要であるからである。

選出すべき議員をもつこと、それは（なすに値する）何事かである。しかし選挙人しか選任しないこと、それは十分ではない」。

選挙権（第二〇条）については、第一〇および第一五部局が年齢要件を組織法に委任するよう要求した。

県単位名簿式投票制（第二五条）については、第三部局が名簿式投票制を厳しく批判して「名簿式投票は直接でも真実でもな

い。大衆は一人の人間しか評価できないのである」と述べたのが注目される。なお、草案の第二五条は投票はカントン（小郡）⁽¹⁶⁾で行なわれると定めていたが、第二部局は法律でカントンを区分しうるようにしなければならぬと主張した。また、第三部局の若干のメンバーはカントンでの投票は農村の多くの選挙人を選挙から遠ざけるとしてコミューンにおける投票を要求した。これに反し、第六部局は選挙人をカントンよりも広い範囲で召集することを提案した。

このように各部局の意見においても選挙権と被選挙権の問題はほとんど議論されず、選挙方法について若干の意見が提出されたにとどまった。

(二) 確定草案と議会における審議

憲法委員会は、八月七日、部局から提出された意見を斟酌して第一次草案を修正するために集会した。八月後半の二週間で確定草案が作成され、憲法制定議会の各議員に配布された。

前文（I—VIII）と一二章一二〇条の本文とから成る確定草案⁽¹⁷⁾は、まず前文で「フランス共和国は民主的である」と宣した後、「人民主権」について「主権はフランス市民の総体に存する。主

資料
権は不可譲渡であり消滅することがない。いかなる個人、人民の
いかなる部分も主権の行使を濫取することはできない」と規定し
た。選挙制度については二一条以下で規定されたが、第一次草案
とほとんど変わらなかった。

議会における確定草案の報告は、八月三〇日にマラストによって行なわれた。その際、マラストは公権力の組織について「すべての権力は人民、すなわちその全体が唯一の主権者であるところの成年男子市民の集合に由来する。主権は一つである。主権はそれを代表する人間の選択のために普通直接選挙によって表明される。それゆえ、代表者の多数が国民意思を体现する。代表者の表決から生じた法律こそが国民意思の表明なのである」と述べその基本理念を明らかにした。⁽¹⁸⁾このマラストの発言は、穩健共和派の主権論を理解するうえで参考となる。

議会の審議は九月四日に開始された。まず、主権についてはピエール・ルルー (Pierre Leroux) が草案の規定を批判して次のような修正案を提出したことが注目される。「主権は、専制主義と呼ばれる何らかの名称を有するいかなる人、国王、王子、そして皇帝には属さない。主権は、いかなるカースト、いかなるアリストラシー、そしていかなる階級にも属さない。主権は各市民

に属する。主権は各市民に属するという理由でのみ万人に属する。各人の主権と万人の主権を両立させることこそ、じつに共和制憲法の目的なのである」。⁽¹⁹⁾しかし、このルソー的な人民主権の理念を包含していると思われるルルーの修正案は、議会で嘲笑によって迎えられ結局否決された。議会は主権について確定草案どおり可決したのである。

普通直接選挙制および秘密投票制を規定した第二四条、選挙権を規定した第二五条、そして被選挙権を規定した第二六条は、いずれもほとんど議論されることなく可決された。

選挙方法 (カントンにおける県単位名簿式投票制) を定めた第二八条については、⁽²⁰⁾まず憲法委員会がこの条文の討議を延期ししかもその規定を選挙法に委任することを提案したが、議会はそれをしりぞけた。

次いで、モラ・バラランジュ (Maurat-Ballange) が「議会には少数派が代表されなければならず、名簿式投票制は少数派にすぐれて有利であるといわれている。しかしながら無関心と無知のために国内の少数派が議会内で多数派となつてはいけけないのである、したがって名簿式投票制は否決されなければならない。また実際単記投票制はいつも少数派の代表を可能にしたのである」と

述べて、ラストイリー (Lasteyrie) とともに単記投票制を提案した。しかし、兩名の提案は否決され、結局県単位名簿式投票制が採択されたのである。

憲法全体についての表決は一〇月二三日に行なわれ、引続き細かい修正と最終的な条文の起草のため草案は憲法委員会に送付された。一月二日、報告者でありかつ議長でもあるマラストが最終的な条文を読みあげた。かくして、一月四日、憲法全体についての表決により草案は七三九対三〇の圧倒的多数で可決された。⁽²¹⁾ 第二共和制憲法が成立したのである。

㈱一八四八年憲法の内容

一八四八年憲法は、「民主的共和国」を樹立すべく、前文で最終的な政体として共和制を採用することおよびその共和制は民主制であることを宣言した。このことは、一八四八年の制憲者が共和制—民主制—普通選挙制という公式で政治理念を具体化していたことを示唆しているように思われる。⁽²²⁾ また、主権についてはそれがフランス市民の総体に存するとされ⁽²³⁾ (第一条)、そのコロラリーとしてすべての公権力が人民に由来することもあわせて規定された⁽²⁴⁾ (第一八条)。

選挙制度についてはほぼ次のように規定された。

憲法は、まず議会が一院制であること⁽²⁵⁾ (第二〇条) および議員数が七五〇名であること⁽²⁶⁾ (第二一条) を定めた。議会選挙は人口を基礎とし⁽²⁷⁾ (第二三条)、普通・直接・秘密選挙で行なわれる⁽²⁸⁾ (第二四条)。選挙権は財産要件なしに市民的および政治的権利を有する満二一歳以上のフランス人男性に与えられる⁽²⁹⁾ (第二五条)。

また二五歳以上の選挙人は居住要件なしに被選挙権を有する⁽³⁰⁾ (第二六条)。代表の選出は県単位名簿式投票で行なわれ、選挙人は原則としてカントンの役所所在地で投票する⁽³¹⁾ (第三〇条)。なお、国民議会議員は常に再選されるが、命令的委任を受けることはできない⁽³²⁾ (第三三条、第三五条)。議員はこれを選出した県の代表ではなく全フランスの代表とされたのである⁽³³⁾ (第三四条)。

一八四八年憲法は誰も満足させることができなかったといわれる。つまり、この憲法は民主主義者にとっては後退を意味し、保守主義者にとってはその共和主義的な用語が不満とされたのである⁽³⁴⁾。しかし、普通選挙制の原則についてはいかなる政治諸勢力(党派)も公然とは反対しなかった(それは制憲過程から明らかであろう)。一八四八年の指導者たちは、普通選挙制を選挙法改正運動に源泉を有する第二共和制にとってその存在根拠を示すシ

料
ンボルとみなし、それを採用しないことは二月革命を否定し議會

王制への復帰を意味するとも考えたのであろうか。²⁶⁾ いずれにしても、一八四八年憲法がなしとげた普通選挙制の確立が当時の政治的社会的状況の中にあつて画期的な意義を有する民主的改革であつたことは確かである。²⁷⁾

(1) ブランキは次のように訴えた。「国民議會の早期の選挙は共和国にとつて危険である。何故ならば、三〇年来反革命のみがフランスに話しかけ、諸税法によつてくつわをはめられた出版物は社会の表面にしか浸透しなかつた。大衆の教育は口頭による教えによつてしか行なわれてこなかつた。それも常に共和国の敵のものであつたし、今もなおそうである。主として農村においては、敗れた党派の名望家たちだけが人民の注意をひき、民主主義に献身的な人々はほとんどすべて人民に知られていないのである」(Bastid, *L'avènement*, p. 46. 訳についてはブランキ『革命論集上』加藤晴康訳・現代思潮社・一九七四、六二頁参照)。このブランキの訴えは、当時のフランス社会に対するかれの鋭しい現実認識を表わすものとして興味深い。また、かれはイデオロギーとしての普通選挙制に全く幻想をいだいていなかったようである。

(2) これ以上の延期は、普通選挙制がそれまであまりにもしばしはあらゆる改革に先立って必要な前提条件であると説明されてきたのではや不可能であつた(A・テュデスク、前掲

訳書、一一九頁)。

なお、この時期に民衆デモを契機として、政治の民主化のを目指す「民主的共和国(La République démocratique)」の構想と産業革命期(フランスでは七月王制期以降)の市民社会が生みだした種々の社会問題の解決を課題とする「民主的社会的共和国(La République démocratique et sociale)」の構想との対立が顕現することに留意しなければならぬ(二つの「共和国」概念については、中谷猛「アレクシス・ド・トックヴィルと第二共和制——明日の共和主義者」の一類型——『長崎造船大学研究報告』一〇巻・一九六九、五三頁以下を参照)。

(3) 四月二三日の選挙は、普通直接選挙がフランス(のみならず西欧の諸大國の)選挙制度史上はじめて実施されたものである。

(4) Miginiac, op. cit., p. 85.

ただし、ジャン・ロム氏によれば、選挙人は九三六万人、投票者は七八九万一千人(八四%)であつたとされる(ロム、前掲訳書、二八三頁)。

(5) Bastid, *Doctrines*, t. I, p. 187; *L'avènement*, p. 51-52.

(6) 憲法委員会については Bastid, *Doctrines*, t. I, p. 235, 中村、前掲論文、一六五頁。

(7) 委員会の審議は概ねコルムナンの提案を基礎に進められたようである。委員会におけるコルムナンの活動については、

René de Lacharrière, "Cormenin. Politique. Pamphletaire et Fondateur du Droit administratif", *R. D. P.*, 1940, p. 177 ff.

(8) Bastid, *Doctrines*, t. I, p. 246.

(9) 委員会における選挙方法の審議については、*ibid.*, p. 250-251.

(10) *Ibid.*, p. 271.

(11) この草案の正文は、*ibid.*, p. 291-298.

(12) バスチッドによれば、この規定は当時のすべての人が賛成していた一般の命題であるが、一七九三年憲法の規定であつて一七九一年憲法のそれではないとされる。つまり、「国民主権」ではなく「人民主権」と解するのである。しかし、このかなり微妙な差異は当時見落されており、デュパンとデュフォール (Dufaure) のみがそれを意識して一七九一年憲法から拝借した次のような文章を付加したとする。「いかなる個人、人民のいかなる部分も主権の行使を濫取することはできなむ」(*ibid.*, p. 246)。きわめて興味深い指摘である。ただし、厳密には主権が「市民の総体」に存するという規定は共和三年 (一七九五年) 憲法の主権規定であつて一七九三年憲法のそれではない。なお、第二共和制憲法の主権原理については他日稿を改めて検討したい。

(13) 六月事件の結果、主としてバリの民衆によって支持された「民主的社会的共和国」の構想は制憲過程において最終的に

排斥された。したがつて、以後制憲議会の課題はもっぱら「民主的共和国」の構想をどのように具体化するかにうつることとなる。

(14) 中村、前掲論文、一六七頁。

(15) 以下、部局の意見については、Bastid, *Doctrines*, t. II, p. 41.

(16) フロンデイスマン (郡) とロニヤーン (町村) の中間に位置する地域行政区分。

(17) 確定草案の正文は、Bastid, *Doctrines*, t. II, p. 317-324.

(18) *Ibid.*, p. 58.

(19) *Ibid.*, p. 86.

(20) 以下、選挙方法の審議については、*ibid.*, p. 100-101.

(21) *Ibid.*, p. 148.

(22) 一八四八年憲法の正文は、Duguit, Monnier et Bonnard, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7^e éd., (Paris, 1952), p. 212-225; Recueil, 1848, p. 169 ff., 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』(有信堂・一九六二)五九九-六〇九頁。

(23) このことは、憲法委員会の構成員であるデュパンが「共和制憲法における民主制という語の意味は普通直接選挙制ということである」と述べていることから推測される (デュパンの発言については、Recueil, 1848, p. 171)。

(24) なお、主権規定については、憲法委員の一人であるマルタ

ン (Martin) がそれにある意味で規範性を認める発言をしたことが注目される。すなわち、かれは「選挙権の行使が再び税額要件あるいは他の制限要件に服するのではないかという危惧は、憲法の第一条 (主権規定) および第二五条 (普通選挙権規定) を前にしては何ら根拠のないものとなるう」と述べたのである (Recueil, 1848, p. 174)。

(25) Bastid, *Doctrines*, t. II, p. 148.

(26) ただし、普通選挙制の採用に対する思惑は党派によって区々であったように思われる。すなわち、それは保守主義者にとつては二月革命の到達点であり (ティエールの発言参照)、民主主義者にとつては新たな社会変革のための出発点を意味した (ルドリュエロランの発言参照) のではなからうか。

(27) 第二共和制における「政治生活のあらゆる領域 (国会議員、市町村長、県参事会議員、共和国大統領) に対する普通選挙の適用は、突如として、数百万のフランス人を政治化」するに至るのである (テュデスク、前掲訳書、一一九—一二〇頁)。

三 一八四九年三月一五日法

一八四九年一月二九日、憲法制定議会に新しい選挙法案が提出された。⁽¹⁾ この法案は一人から成る特別委員会⁽²⁾ によって作成されたものである。選挙法案は約二カ月の審議の後三月一五日に可決

された。⁽³⁾

一八四八年憲法の選挙規定を補完するこの法律は、全部で二四条から成り選挙手続の詳細を定めていた。⁽⁴⁾ 新しい規定としては次のようなものがあつた。選挙権については居住要件が定められたことが注目される。すなわち、満二一歳以上で市民的および政治的権利を享有ししかも六カ月前から同一コミュニティに居住するすべてのフランス人男性が選挙人名簿に登録され、投票に参加する権利を認められたのである (第二条)。また、この法律は憲法第二七条の規定をうけて詳細な欠格事由を定めている (第三条)。選挙方法では、相対多数により投票の最多数を獲得した者が当選となるが、当選に必要な最低票が三月五日のデクレの二〇〇票にかわつて当該県の全登録選挙人の八分の一に等しい票となつたのが注目される (第六三条、第六四条)。なお、この票数を獲得した候補者が議員定数よりも少ない場合二回目の投票が行なわれ、最多数を獲得した者が当選となる (第六五条)。また、議員の手当については一年につき九〇〇〇フランとされ、植民地の代表にはこれに加えて往復の旅費が支給される (第九六条)。

一八四九年三月一五日法はそれまでのフランスの選挙立法の中で最も完全なものであり、その基本的部分は今日まで維持されて

るといわれてゐる。⁽⁸⁾

- (1) 報告者はビヨール (Billault) であつた。かれの報告については *Recueil*, 1849, p. 16-19.
 - (2) 委員会のメンバーについては *ibid.*, p. 16 を参照。
 - (3) 以下、一八四九年法については *Bastid, Doctrines*, t. II, p. 183-190.
 - (4) この法律の正文は *Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit.*, p. 226-241; *Recueil*, 1849, p. 19 ff.
 - (5) *Bastid, Doctrines*, t. II, p. 182.
- なお、一八四九年法は第二帝制崩壊後の混乱期(一八七一年)に国防政府によって再度適用される。

四 一八五〇年五月三一日法

憲法制定議会は一八四九年五月早々解散した。かくして、第二共和制憲法の下での最初にして最後の立法議会選挙が五月三三日に行なわれた。⁽¹⁾ この選挙の特徴として、第一にフランスが地理的に左・右両ブロックに分裂したこと、⁽²⁾ 第二に秩序党(正統王朝派、オルレアン派の王党勢力が中心)の大勝、山岳党(ルドリユルドリユ)ロラン指導の小ブルジョワ共和派と社会主義派の合流体)の子想外の進出そしてブルジョワ(穏健)共和派が大敗したことが指摘されている。⁽³⁾ 最終的な結果は、秩序党四五〇議席、モンターニ

ユ派二一〇議席、ブルジョワ共和派七〇—七五議席であつた。⁽⁴⁾

しかし、一八五〇年になると議会多数派である秩序党を震撼させる事態が出現した。三月一〇日および四月二八日に行なわれた補欠選挙で、左翼急進派であるド・フロット (De Flotte) とユジエヌ・シュ (Eugène Sue) がセーヌ県で当選したのである。

このような事態を前にして、内務大臣バロシュ (Baroche) は、早速政令により一七名の立法議会議員によって構成される委員会を設置し、これに一八四九年法の改革案を準備するよう委託した。委員会の構成はその傾向が何であるかを明瞭に示していた。秩序党が圧倒的多数を占めていたのである。⁽⁵⁾

バロシュは、普通選挙制を廃止することではなく、保証を提供しない人々から選挙権を奪うことが問題なのであるという考えの下に、次のような草案を議会に提出した。⁽⁶⁾ かれの提案によれば、公務執行妨害罪、浮浪罪等の有罪判決を受けた者および同一コミューンに継続して三年間居住していることを証明しえない者はすべて選挙権を剥奪され、しかも住所の証明は原則として所得税 (contribution personnelle) 台帳への登録しか認められないとされた。また、両親は自分の息子について両親の家に同居しているという条件でその居住を宣言し、使用者は被備者についてかれら

料の住居で働いているという条件でその居住を宣言しうるとされた。このような規定によれば、一定の選挙人の権利が両親（実質的には父親）もしくは使用者の恣意に委ねられることになる。

委員会はパロッシュ案の一部を修正して採択し、五月一八日レオン・フォーシエ (Léon Faucher) が委員会案を議会で提出した。⁽⁹⁾ 議会の審議は五月二二日に開始された。⁽¹⁰⁾

まず、カヴェニャック (Cavaignac) が「委員会案によれば」⁽¹¹⁾ 居住能力^{キャパシテ・ド・レジタシオン}とでもいふべきものがでつち上げられる。憲法は我々に普通選挙制を与えようとした。ところが委員会案は我々に制限選挙制を与えようとしている」と述べて、委員会案に反対した。⁽¹²⁾

法的観点から最も興味深い演説を行なったのはグレイ (Gley) である。かれは委員会案に反対して「全成年市民の代表者を選出するという権利は、憲法によって創設されたものではなく単に宣言されたものである。身分を確認する必要をこえて居住について要求することは権利の制限にはかならない。さらに住所の唯一の証拠すなわち所得税台帳への登録しか認めず民法典の他のすべての証拠を排除することによって、選挙権は税額要件に服せしめられることになる。これは明らかに憲法第二五条違反である」

と述べた。⁽¹³⁾ このように反対論の主たる論拠は、委員会案における居住要件の加重が一八四八年憲法（とくに第二五条）に違反するということであった。

以上の反対論に対し、ティエール (Thiers) は「憲法は、税額、年齢の引上げ、二段階選挙、これら三つの事柄しか禁じていない。居住要件については何ら言及されていないのであり、したがって我々が居住（要件）に訴えることは許されるのである。……真の自由の友、真の共和主義者は群衆 (la multitude) を恐れる。すべての共和国を喪失させたあのいやしい群衆を。私は圧制者は群衆を利用してしていると解している。というのは、圧制者は群衆を養い、罰し、かつさげすんでいるからである。また群衆をかわいがりかつ擁護する共和主義者、それは誤った共和主義者であり、邪悪な共和主義者である。……我々が排除しようとしているのはこのような群衆であって人民ではない」と述べて委員会案が群衆しか排除しないことを強調した。⁽¹⁴⁾

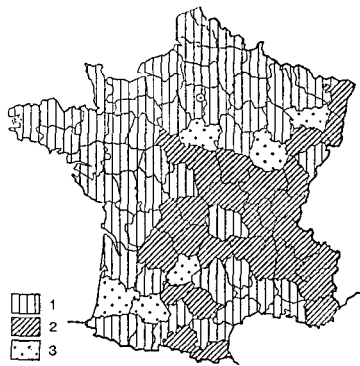
五月三十一日、結局議会は委員会案を四三三対二四〇で可決した。⁽¹⁵⁾ 一八五〇年法は全部で一五条から成り、主な規定としては以下のようなものがある。⁽¹⁶⁾ 選挙権は満二一歳以上で市民的および政治的諸権利を享有し、しかも少くとも三年前から当該コミュニティ

もしくはカントンに居住する者に限られる(第二条)。詳細な欠格事由が第八条で規定された。また、住所の確認は、(i)所得税台帳もしくは夫役台帳への登録、(ii)両親等の家で生活する子弟については両親等の宣言、(iii)使用者の家で働く労働者については使用者の宣言により行なわれる(第三条)。

この法律が実施されると約三〇〇万人の有権者が排除されるといわれる⁽¹⁶⁾。したがって、二月革命の貴重な成果である普通選挙制は事実上骨抜きにされ、その実質的価値を失うに至るであろう。また、大統領ルイ・ナポレオンは、議会がこのような選挙法などの諸施策によって不人気となるのを故意に放置し、ひいては一八五〇年法をクーデタの口実として利用しようとする。かくして、一八五〇年五月三十一日は第二共和制の歴史において重要な分岐点となる日付なのである。

- (1) この選挙では、候補者名簿は各党派の県選挙委員会によって作成された。しかし、これらの政党組織の基礎はいまだ初歩的であり、選挙に大きな影響力を及ぼすのに不十分な宣伝手段しか持たなかった(Lachapelle, op. cit., p. 52-53)。
- (2) ロワール北部Ⅱ資本主義の先進地帯(大工業地帯および資本制大借地農業地帯)の相当部分が保守派の基盤となり、中南部Ⅱ後進地帯(小土地所有農を中核とする伝統的小農経

営地帯)がむしろ左翼の基盤となった(中木、前掲書、一二九―一三〇頁)。地図で示すと次のようになる。



1. 議員の過半数が秩序党に属する県
2. 議員の過半数がモンターニュに属する県
3. いずれにも該当しない県

(資料: Ph. Vigier, *La Seconde République*, Paris, 1967, p. 65)

- なお、中木氏は「一八四九年五月選挙の、フランス政治上にしめる意義は決定的に重要である」として、「それはフランス国民の政治的意思の正確な配分が描き出された最初の選挙であり、政治的意見の地域的分化の最初の素描であった、しかもそこに見られた政治地図の諸特質は、第三共和制、さらに今日のフランスにまで持続している」とする(前掲書一二九頁。同様の指摘は Frédéric Bon, *Les élections en France*, Paris, 1978, p. 27)。
- (3) 中木、前掲書、一二九頁以下参照。
- (4) 選挙結果については Vigier, *La Seconde République*,

- p. 63-66; Bon, op. cit., p. 25-26, 中木、前掲書、一二九—一三三頁。
- (5) 委員会のメンバーについては、Bastid, *Doctrines*, t. II, p. 257.
- (6) 以下、ハロッシュの報告については、*ibid.*, p. 257; *Recueil*, 1850, p. 20-21.
- (7) 三年間の居住要件がコミューンではなくカントンにおいて要求されること、官吏はこの要件を免除されること、住所の証明は夫役台帳 (Le rôle de la prestation en nature) への登録によっても行なわれうること、両親および使用者が宣言を拒否した場合は治安判事の証明書によって行なわれうることなどが追加、修正された点である (Bastid, *Doctrines*, t. II, p. 257)。
- (8) フォーシユは、提案に際し「選挙権は家庭に結合したり固定したりすることなく流動している。現行(一八四九年)選挙法は選挙人を流浪の存在にしているように思われる。しかも、それは選挙人に大都市において偶然の多数派をつくり出す党派連合に加入するという誘惑をも与える」と述べたが(フォーシユの発言については、*Recueil*, 1850, p. 21-23) ここには都市の労働者を選挙人団から排除しようとする意図が明瞭にあらわれている。
- (9) 議会の審議については、Bastid, *Doctrines*, t. II, p. 257-258.
- (10) カヴェニヤックの発言については、*Recueil*, 1850, p. 26.
- (11) グレヴィの発言には、「選挙権の「権利論」的理解が含まれていようと思われる。
- (12) *Recueil*, 1850, p. 26-27.
- (13) なお、フォーシユは、翌六月一日の議会で、この法律に反対する請願には五万七千の署名があったが、賛成する請願には二六一八の署名しかなかったことを報告している(*Recueil*, 1850, p. 20)。秩序党がこのような反対を押し切つてまで法律を成立させた底意に注目しなければならないであろう。
- (14) 一八五〇年五月三一日法の正文は、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 242-245; *Recueil*, 1850, p. 20-30.
- (15) ただし、「一八五二年に予定された立法議会選挙における秩序党の勝利を確保するために制定されたこの法律は、(結局ルーイ・ナボレオンのクレータにより) その実効性を示す機会をもたなかった」(Bon, op. cit., p. 27)。
- (16) この法律前の有権者数は九六一万八千人であり、法律後の有権者数は六八〇万九千人となる。したがって、二八〇万人(二九%)が排除されることになる。また、有権者の減少率は県によって異なる。つまり、セーヌ県では六二%(パリは三五%)、ノール県では五一%、ロワール県とセーヌ＝アソンフェール県では四三%、ロヌヌ県では四〇%に達した。ところが、ムーズ県のような地方の県においては一一%

であった(以上、ロム、前掲訳書、三〇二頁参照)。

第三節 第二帝制下の選挙制度

一 一八五一年一月二日のクーデタと普通選挙制

ルイ・ナポレオンの政権獲得の事情は、普通選挙制に深くかかわっている。すなわち、かれの政界への登場(一八四八年六月四日および九月十七日の補欠選挙における当選)と大統領当選はいずれも普通選挙ゆえの番狂わせであったといわれるし、またかれのクーデタも一八五〇年五月三十一日法によって事実上骨抜きにされた普通選挙権の回復をスローガンに行なわれたからである。

ルイ・ナポレオンは一八五一年七月二〇日に憲法改正が否定される⁽³⁾とただちにクーデタの準備を始めた。八月一日にはクーデタのとき公布すべき命令や宣言を準備し始め、一〇月一日には大臣たちに普通選挙権を復活する決心を告げたといわれる。かくして議会が再開された一月四日、ルイ・ナポレオンは普通選挙制の復活と一八五〇年五月三十一日法の廃止を要求する教書を議会に提出し、同日大臣たちも同じ趣旨の法令を提案した。しかし、国民議会は大臣の緊急動議をただちにしりぞけ、法案も一月十三日に三五五対三四八の七票差で否決した。一月一日には秩

序党提案の地方自治体選挙法案に対し自治体選挙人の居住期間を三年でなく一年でよいことにする修正動議が提出されたが、この動議も一票差で否決された。かくして、一八五一年一月二日、ついにクーデタが実行された。ただちに秩序党指導部の逮捕、議会解散、そして普通選挙制の復活が行なわれた。一月二日のデクレおよび同日日付の共和国大統領の宣言(「人民への呼びかけ」)において普通選挙制への復帰が明記されたのである。⁽⁷⁾

(1)「普通選挙は皇帝の後継者(ルイ・ナポレオン)にとつて権力に接近するための合法的手段であり、またそれはかれにとつてクーデタを正当化し帝位を再建することを可能にする手続でもある」(Marcel Prétot, "Signification constitutionnelle du Second Empire", R. F. S. P., 1953, p. 43°)

なお、西川長夫氏によれば、ルイ・ナポレオン自身「政治的夢想 (Réveries politiques)」(一八三二年)の中ですでに普通選挙制を説き、しかもこの考えは一貫して変わらずその後のさまざまな著作、宣言、演説、手紙などを通してくりかえされ、第二帝制の憲法において最終的に制度化されるに至ったとされる(西川長夫「ボナパルティズムの原理と形態」『フランス・ブルジョア社会の成立』岩波書店・一九七七、三三八頁)。ルイ・ナポレオンの政治思想を扱った邦語文献としてはこの他に、本池立「ルイ・ナポレオン」『ボナパルトの政

治思想」(『思想』五八一号・一九七二)、藤原朝子「ルイ・ナポレオンの政治思想について」(『歴史学研究』一八一号・一九五五)がある。

(2) 一八四八年六月四日、ルイ・ナポレオンは憲法制定議会の補欠選挙において四つの選挙区(セーヌ、ヨンヌ、シャラント・アンフェリエール、コルシカ)から選出された。この時かれに投票したのは労働者や農民といった普通選挙による新しい有権者層であったと推定されている。

九月十七日の補欠選挙では、五県(モーゼルを加える)で当選し、パリ(セーヌ県)では一一万票を得て第一位であった。

また、一八四八年二月一日の大統領選挙では、ルイ・ナポレオンはカヴェニヤッタをはじめ、ルドリュエロラン、ラスバイユ、ラマルチヌ、シャンガルニエなど他の政治諸勢力を代表する人々をおさえて、有効投票の約七四・二%(五五〇万票あまり)を獲得するという圧倒的勝利をおさめた(以上、主として西川長夫「ボナパルトイズムとデモクラシー」『思想』六一六号・一九七五、一〇一―一四頁参照)。

(3) ボナパルト派は大統領再選制と任期延長のための憲法改正運動を行なったが、憲法改正には投票数の四分の三の賛成が必要であり(一八四八年憲法第一一条)、これはモンターニュの反対が明確なためおよそ困難であった。結局、七月二〇日に投票が行なわれ、四四六対二七八で賛成票は上回った

が改正は実現しなかった(憲法改正問題については、小川、前掲書、二〇七―二〇八頁、中木、前掲書、一三八頁等を参照)。

(4) ルイ・ナポレオンは教書の中で「施行中の五月三十一日は所期の目的をこえた。なんびともその三分の二が農村の物静かな住民である三〇〇万人もの選挙人の排除を予期していなかった。その結果はいかに。この夥しい排除は、無政府主義的な党派に対しそのいまわしい意図を強奪された権利を回復するという外観でおおう口実として役立つであろう。……私が諸君に行なう提案は党派の戦術でも、利己的な打算でも、突然の決意でもない。それは真摯な熟慮と深遠な信念の帰結である。今日普通選挙を再建すること、それは内戦からその旗を、反対派から最後の論拠を奪うことなのである」と述べたとこわれる(H. Pascaud, *Systèmes d'organisation du suffrage politique*, Paris, 1875, p. 60)。ルイ・ナポレオンは秩序維持の観点から普通選挙制の復活を主張しているように思われる。

(5) カール・マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール一日』(伊藤新一・北条元一訳・岩波文庫・一九七二)一三二頁。

(6) 同訳書、一三三頁。

(7) デクレの第二条は「普通選挙制は再建される。五月三十一日は廃止される」と規定し(デクレの正文は、*Renouel*、

1851, p. 163)、また人民への呼びかけ(布告)は選挙について「法律案を審議し表決する第一院が選挙をゆがめる名簿式投票によらない普通選挙によって選出される」ことを宣言した(正文については、*ibid.*, p. 164)。ここに、クーデタの帰結の一つとして、普通選挙制が再建されることが明文上確認されたのである。

二 一八五二年(第二帝制)憲法

憲法草案の作成が五人の委員から成る委員会によって一二月二日の布告を基礎とし同時に共和八年憲法をモデルとして開始された。最終的にはルーエ(Rouher)が作成した草案をルイ・ナポレオンが承認する形で憲法がつくられた。これが一八五二年一月一四日憲法である。なお、この憲法が「憲法の改正に関する一八五二年一月七日元老院令」により一部修正され、さらに一二月二日の人民投票によって承認されて第二帝制憲法となる。したがって、第二帝制憲法の骨格は一八五二年一月一四日憲法によって定められているのである。

第二帝制憲法によれば、行政、軍事、外交の全権が皇帝に集中され、あらゆる官職は任命制となり、大臣は皇帝に対してのみ責任を負うとされる。また、法律の発案権は政府が握り、皇帝の任命する國務院がその起草にあたる。同様に勅選議員から成る元

元老院には憲法を維持しかつ憲法改正を發議する権限が与えられ。立法院は男子普通選挙によって選ばれる任期六年の議員から構成されるが、その権限は制限され法律案や予算案を審議表決するだけで發議権も修正権もたなかつた。要するに、第二帝制憲法は基本的には第一帝制の諸憲法の模倣であつたということができよう。

ただし、第一帝制と第二帝制の最も異なるところは選挙制度についてであつた。つまり、普通直接選挙制が前者においてはたんに理論にとどまつたのに対し、後者においては実際に適用されかつ機能もしたのである。第二帝制においては普通選挙による議會の存在と選挙結果とがその後の展開においてきわめて重要な意味をもつたのである。

一八五二年憲法は選挙制度について次のように規定していた。選挙は人口を基礎として行なわれ、三万五千の選挙人に一人の割合で立法院の議員が選出される(第三四条、第三五条)。議員は名簿式(連記)投票によらない普通選挙によって選出される(第三六条)。議員の任期は六年であるが、手当は支給されない(第三七条、第三八条)。その他、選挙手続の詳細については組織令に委任された。

- (1) 布告は憲法の基礎として次の五原則を定めていた。(i) 一〇年の任期をもつ答責ある元首、(ii) 執行権だけに従属する大臣、(iii) 名士で構成され、法律案を準備し、立法府においてこれを擁護する國務院、(iv) 選挙をゆがめる名簿式投票によらない普通選挙により選出され、法律案を審議し表決する第一院、(v) 国家のあらゆる階層により形成され、均衡権力であり、憲法と人権の守護者である第二院。ここに、ルイ・ナポレオンの憲法構想の骨子が示されている(なお、五原則について詳しくは、René Rémond, *La Vie Politique en France*, t. 2: 1848-1879, Paris, 1969, p. 136-138 を参照)。
- (2) 憲法の制定経過については、野村、前掲書、一一六頁。
- (3) 元老院令については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 265-266, 野村、前掲書、六一四—六一五頁。
- (4) M. Duverger, *Institutions Politiques et Droit Constitutionnel*, 13e ed., (Paris, 1973), t. II, p. 68.
- (5) 一八六〇年以後の「自由帝制」の展開はこのことと無関係ではない。
- (6) 一八五二年一月四日憲法の正文は、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 249-255; Recueil, 1852, p. 10-12, 野村、前掲書、六一〇—六一三頁。
- 三 一八五二年二月二日組織令
一八五二年憲法を補充する一八五二年二月二日の組織令は、選

挙制度についてより詳細に規定した⁽¹⁾。まず、選挙権については、満二一歳に達しかつ市民的および政治的諸権利を享有するすべてのフランス人男性は税額要件なしに選挙人であるとされ、さらに少くとも六カ月前からコミュニティに居住するすべての選挙人が選挙人名簿に登録されるとされた(第一二条、第一三条)。また、二五歳に達したすべての選挙人は居住要件なしに被選挙権資格をもつ(第二六条)。かくして一八四九年三月一五日法の規定に戻ったわけである。選挙は普通直接選挙で行なわれ、投票は秘密である(第三条)。選挙方法としては小選挙区二回投票多数代表制が採用されたが、⁽²⁾ 主な規定は次の通りである。各県は三万五千の選挙人に一名の割で議員を有する(第一条)。各県は、デクレにより選出する議員数に等しい選挙区に分割される。各選挙区は一名の議員しか選出しない(第二条)。第一回投票では有効投票の絶対多数および選挙区的全登録選挙人の四分の一に等しい数を得票しなければなんびとも当選とならないが、第二回投票においては相対多数の獲得で十分である(第六条)⁽³⁾。

ルイ・ナポレオンは、伯父のナポレオン・ボナパルト同様、自己の支配を普通選挙および人民投票という形式で人民の自発性に基かせ(人民ボナパルティズム)⁽⁴⁾、しかもそのための種々の操

作に特別留意した。⁽⁵⁾ 第二帝制下の選挙制度はこのようなコンテキストにおいて理解されなければならないであろう。ただし、いずれにしても「二月革命の思わぬ展開によって強制され、共和政によって廃止された普通選挙(制)は、ボナパルトの独裁体制のもとで定着し、第三共和政に押しつけられることになるのである。⁽⁶⁾

(1) 組織令の正文については、Duguit, Monnier et Bonnard, op. cit., p. 255-262; Recueil, 1852, p. 33-43.

(2) 一八五二年選挙法(小選挙区二回投票多数代表制)の狙いとしては、第一に反政府派の勢力の強い地区において第一回投票で要求される絶対多数により反政府派の当選を困難ならしめること、第二に第一回投票から決選投票に至る期間において政府派の陣容を立て直しをはかること、第三にゲリマンダリングの容易性、第四に政府派候補のみを当選させること(その手段としての「政府公認候補制」の存在)などが指摘されている(野村敬造「フランス第五共和制と小選挙区制」『ジュリスト』三六六号・一九六七、二七二-二八頁)。

(3) 反対派はこのような一八五二年選挙法を修正しようと幾度か試みたが、いずれも失敗した。たとえば、一八七〇年にはジュール・フェリー(Jules Ferry)が単記投票制を名簿式投票制に変更する提案を行なったが成功しなかった(Lacha-

pelte, op. cit., p. 55)。

(4) 人民ボナパルティズム (Bonapartisme populaire) については、中木、前掲書、一五六頁。

(5) 「ボナパルティズムの方が議会主義よりも人民に対してより現代的な対応(大衆社会の認識)をしてきたということも認められなければならないだろう」(西川、「ボナパルティズムとデモクラシー」、二二頁)とされる所以である。

(6) 西川、「ボナパルティズムとデモクラシー」、二〇頁。

普通選挙制の原理は第二帝制下の四回(一八五二、一八五七、一八六三、一八六九)の選挙を通じてより一層定着し、もはやそれを否定することは不可能になったように思われる。したがって、第三共和制以降の選挙制度論は主として選挙方法を対象として展開されるに至るのである。

第三章のまとめ

普通選挙制は第二共和制下で確立し、第二帝制下で定着した。以後、普通選挙制の諸帰結を緩和しようとする試みはあってもそれを完全に廃止しようとする試みは不可能となったのである。

ここでは、第三章のまとめにかえて、(i)普通選挙制の確立と選挙権理論、(ii)選挙方法、(iii)普通選挙制確立の政治的意味の三点について少しく検討したい。

(i) 普通選挙制の確立と選挙権理論

普通選挙制の確立過程で「二つの選挙権理論」はいかなる役割を演じたのであろうか。選挙法改正運動において一定の役割を果たしたことは確かである。「公務論」の立場に立つブルの発言、「権利論」の立場に立つルドリュロランの発言等を参照）。しかし、二月革命成功後、制憲議会において選挙権の問題がほとんど論じられなくなるにともない「二つの選挙権理論」は少くとも歴史の表舞台から姿を消してしまふ（第二共和制憲法の制定過程を参照）。これは、三月五日のデクレによって普通選挙制の原理が明確に宣言されもはや不可逆的なものとして確立したために、「公務論」→制限選挙制、「権利論」→普通選挙制という形での「二つの選挙権理論」が一応その歴史的使命を果たし、その存在意義を喪つたことを示しているのであろうか。いずれにしても、「選挙権論」の基本的射程がここに存したことは間違いないように思われる。⁽¹⁾

(ii) 選挙方法

選挙方法としては、第二共和制が県単位名簿式投票制（大選挙区制）を、第二帝制がその明確な否定のうえに小選挙区二回投票多数代表制を採用したが、これらの制度は第三共和制以降のフランス的選挙制度（方法）の展開の基礎となるべきものである。

しかも、その採用過程で展開された議論はそれぞれの制度（方法）の正当化のための議論の萌芽として興味深い。

(iii) 普通選挙制確立の政治的意味

「普通（直接）選挙制の確立は政治の新しい条件を生み出す」⁽²⁾つまり、普通選挙制はそれまで同一世界、同一階級に属する少数の人々（法的な国^{ペイ・レガ}）の間で行なわれていた政治の世界に、一挙に何百万人もフランス人を加入させるという新しい事態をもたらした。かくして、以後フランス人にとっての正当性は君主制原理ではなく、唯一普通選挙制の原理に基づくものとなるのである。近代立憲主義（とりわけ議会制民主主義）確立のための基礎がここに整ったというべきであらう。

(1) 「選挙権論」の射程がその後選挙制度のいかなる問題にどの範囲で及ぶのかを検討するのは次稿の課題とならう。

(2) Duverger, op. cit., p. 54.

(未完)

Histoire des systèmes électoraux en France (3)

Nobuhiro OKADA

À la suite du numéro précédent, on continue d'examiner l'histoire des systèmes électoraux en France. Ce présent numéro traite une phase importante de cette histoire : la II^e République et le Second Empire. Pourquoi importante cette phase ? C'est parce qu'en France on a établi le suffrage universel (masculin) à cette époque. Par la suite, on ne le supprimera plus entièrement malgré des atteintes portées ultérieurement à ce principe. On résumera les conclusions de cette étude en trois rubriques suivantes :

1) L'établissement du suffrage universel et deux théories de l'électorat

Il est sûr que deux théories ont joué un certain rôle dans une étape préparatoire avant la Révolution de Février (les pétitions, propositions, et "banquets" qui ont pour but de réformer la loi électorale de 1831). Ceux qui ont développé le mouvement de réforme électorale ont invoqué "la théorie de l'électorat-droit" (v. le discours de Redru-Rollin). Au contraire, ceux qui ont refusé la réforme ont employé "la théorie de l'électorat-fonction" (v. le discours de Poulle).

Mais, dans l'Assemblée Constituante de 1848 la discussion sur ces deux théories n'a pas eu lieu. Le suffrage universel, sans soulever aucune discussion passionnée, fut adopté à presque l'unanimité.

2) Le mode de scrutin

Comme mode de scrutin, le Second Empire a adopté le scrutin uninominal majoritaire à deux tours, tandis que la II^e République a employé le scrutin plurinominal majoritaire à un tour. Ce mode du scrutin uninominal majoritaire à deux tours sera si fréquemment utilisé en France dès cet époque (surtout sous la III^e et la V^e République) et par conséquent considéré comme typiquement français.

3) La signification politique de l'établissement du suffrage universel

Les consultations électorales ont changé la signification politique depuis 1848. Auparavant, les élections se sont déroulées entre des gens peu nombreux, appartenant au même monde ou à la même classe de noblesse et bourgeoisie (c'est-à-dire, au "pays légal"). Désormais, elles ont intéressé des millions d'électeurs : la masse populaire. C'est ainsi que le suffrage universel a fait entrer la masse dans le cadre légal du système parlementaire et par conséquent créé la condition nouvelle pour la vie politique française.